

野 暉 穎
間 峻 原
光 康 退
辰 隆 藏
編

定本西鶴全集

第五卷

中央公論社版

昭和三十四年一月十五日 初版
昭和四十年五月三十一日 四版

定本西鶴全集 第五卷
定價 金貳千貳百圓

編者

穎原退藏

暉峻康隆

野間光辰

發行者

栗本和夫

印刷者

東京都中央區京橋二ノ一
小泉松三郎

東京都文京區白山御殿町八

印刷所

新陽印刷有限公司

東京都文京區白山御殿町八

發行所

中央公論社

東京都中央區京橋二ノ一

中央公論ビルディング

振替口座東京三四番

電話京橋五九二一番

(小泉製本)

目次

凡例

.....

三

解説

.....

五

武家義理物語

.....

一七

卷一

.....

一七

卷二

.....

四三

卷三

.....

六五

卷四

.....

八七

卷五

.....

一〇九

卷六

.....

一三一

新可笑記

.....

一五五

卷一

.....

一五五

本朝櫻陰比事

卷二		一八九
卷三		二二一
卷四		二四七
卷五		二七五
卷一		三〇一
卷二		三三一
卷三		三六三
卷四		三九一
卷五		四二三

凡 例

一、底本は原則として初版本によつた。

一、活字化にさいして、漢字假名ともに行草體は楷書に改めるを原則とした。但し當時通行の略字、異體字、宛字はもとより、誤字、脱字、假名遣ひ・振假名の誤り等は、すべて原本通りとした。

一、原本通りと斷つておいても、活字化のさいの誤植または校正の誤りと思はれる恐れのあるものは、できるだけ校訂註を加へることにした。

一、原本の句讀點は一定してをらず、同じ丁においても。と・を混用してゐる場合があるので、その多く使用してある方のいづれかに統一した。

一、原本の丁數は、これを各丁の終りに括弧によつて示した。(一オ)は即ち一丁表、(一ウ)は即ち一丁裏である。

一、挿繪の存するものはすべてこれを原本相當の個所に收録した。また表紙、自筆の序・跋・本文、その他參考に資すべきものは口繪または本文相當の個所に掲げた。

一、頭註は紙幅のゆるす範圍にとどめ、おほむね解讀に支障なきを期した。

一、本卷所收作品のうち、「武家義理物語」「新可笑記」の校訂・頭註は暉峻康隆、「本朝櫻陰比事」の校訂・頭註は野間光辰がこれを擔當した。

解 說

暉 峻 康 隆
野 間 光 辰

武家義理物語

大本六卷六冊。貞享五年（九月改元、元祿元年）二月刊。本文板下の筆者不明。挿繪は吉田半兵衛風。序に「貞享五戊辰年樓月吉祥日」の日附と「鶴永」「松壽」の印記がある。刊記「貞享五戊辰歲二月吉祥日、大坂心齋橋筋淡路町南江入丁、安井加兵衛梓。京寺町通五條上ル丁、山岡市兵衛。江戸日本橋万町角、萬屋清兵衛」。題簽左肩「新板繪入武家義理物語一」。目錄内題「武家義理物語 卷一」。柱刻「武家義理物語卷一」。句讀點は白丸。本文十一行。序の日附の「樓月」といふ熟語はないので、山口剛・瀧田貞治の兩氏は、これを「樓月」と翻字してゐる。樓は梅であるから、「梅月」すなはち陰曆四月となる。しかし樓月とは讀みがたい。明らかに「樓月」である。そこで野間光辰氏は「思ふに樓は重屋の義であるが、又聚の意がある。されば太簇・陬月等に通じて、樓月を一月の異名に用ひたのではなかつたか」と説を立ててゐる。刊記の二月から見れば、この説が近いと考へられる。再板本は刊年を削つて「二月吉祥日」

のみを残し、かつ序文の日附も削つてゐる。改題本に「武家氣質」（半紙本六冊）があるが、傳本は卷六を缺いてゐるため、刊年は不明である。序文の日附を削り、外題・内題ともに「武家氣質」、柱刻「武家」。

自序にいふ。人間の一心にかはることはないのに、出家、神職、士、農、工、商と身分の相違があるのは、すべてこの世に必要な缺くべからざる職能によるのである。だから面々の家業に忠實であることを人の本分とする。ところで侍についていへば、主君にさされた身であることを忘れ、時の喧嘩口論、私情私怨で一命を捨てる者が多い。そこでわたしは階級のモラルである義理に殉じたまことある武士の物語をここに集録する、といつてゐる。かういふ批判的なテーマの設定は、前作「男色大鑑」（貞享四年正月刊）と「武道傳來記」（同年四月刊）を承けたものであると考へられる。それは二作とも、一おう義理を描いてはゐるが、「時の喧嘩口論自分の事に一命を捨て」といふ個人の義理一分であり、しかもショックな題材への興味を中心とした作柄であるからである。さういふ現實を描いたあげくに訪れた批判的精神が、正しい武士道のあり方を語らうとする「武家義理物語」のテーマをうかび上がらせたのであらう。

一卷五話ないし四話、すべて二十六話のうちには、古く鎌倉時代の青砥藤綱の逸話、近くは本書刊行の八ヶ月以前、貞享四年六月の大阪御堂前の敵討もふくまれてをり、また中國説話の翻案もあるが、一貫するものはいふまでもなく義理の精神である。思ふに作者は、前作に見られたあの血なまぐさい壯烈

さが必要としない、元祿といふ平和な時代にふさはしい理智的な武士氣質を描かうとしてゐるのである。だからこの作品は、人間性の躍動にとぼしい。逆に人間性を扼殺して義理に殉ずる武士たちの非情な、それゆゑにヒロイックな精神美が描かれてゐる。ともかく、ある社會なり階級なりのモラルにしたがつて生きようとするには、個々の人間性をギセイにしなければならぬ悲しさやむなしさを描いた最初の作品として注目にあたひしよう。(暉峻康隆記)

新可笑記

大本五卷五冊。元祿元年十一月刊。本文板下の筆者不明。挿繪は吉田半兵衛風。序に「難波俳林西鵬」の署名と「松壽」の方形印記がある。刊記「元祿元戊辰稔十一月吉日、大坂眞齋橋筋吳服町角、岡田三郎右衛門板行。江戸日本橋青物町、萬屋清兵衛」。題簽左肩「繪入新可笑記」。目錄内題「新可笑記 卷一」。柱刻「新笑一」。句讀點は白丸黒丸混用。本文十一行。序の署名「西鵬」は本書をもつて初見とし、元祿四年まで使用してゐるが、これはこの年二月に發令された「鶴字法度」による一時的改號である。「西鶴年譜考證」(野間光辰著) 元祿元年二月の條を參照されたい。自序に、「新可笑記」といふ題號は、

寛永十九年九月刊の如儡子作「可笑記」によるといふ。「可笑記」は浪人であつた著者が、世道人心の頽廢をなげき、とくに武士を對象としたまじめで形象性に乏しい警世教訓の書である。それに對して「新たに笑はるゝ合點」（自序）、すなはち新しく面白い讀物を提供しようといふのである。西鶴は題號を襲ふとともに、「古代徳ある人のいへり」「古代賢き人のいへるは」等々と、「可笑記」の「むかし玄人の云るは」といふ起筆形式にならひ、また各卷の目録小題にはかならず、「武士は人をたすくる一言の事」「武士は義理死世に惜む事」等と、内容の如何にかかはらず武士云々で統一してゐる。卷二の二「官女に人のしらぬ炙所」などは、武家とは無關係な禁中の出來事なので、「武士とは各別長袖の事」といつてゐるのは極端な例である。「可笑記」のごとく、武士道教訓書めかさうとした結果である。なるほど武家に關する説話が多い。中には卷一の「ひとつの巻物兩家にあり」や卷二の「死出の旅行約束の馬」のやうに、そのまゝ「武家義理物語」に編入されてしかるべき作品もある。しかし多くは武士に關係があるいふだけの奇談説話で、本質的には「諸國ばなし」の系統にぞくするものといへよう。多分西鶴は「武道傳來記」や「武家義理物語」のために蒐集した武家に關する説話を、それぞれのテーマにしたがつて處理したあとに残つたものに、いささかの説話を加へて數をととのへ、不統一をごまかすために「可笑記」にならつて武家物めかしたものと思はれる。したがつて中には西鶴以外の作品も混入してゐると思はれるふしがある。たとへば卷四の五「兩方一度に神おろし」の一節「いか様やとひ男もうさんもかゝる當

座の繩爰にも宿をさだめず東國の道中にくらし。無分別なる眼ざし。人みなこれをにくみかりにも頼みし主殺しやかて御仕置にあふべき者と人こそりて是を見明むる。」といふやうな錯亂した頭の悪い文章を見ると、たうてい西鶴の筆とは思はれないのである。それはさておき「新可笑記」の中に、卷一の「理非の命勝負」、卷二の「胸をすへし連判の座」、卷三の「國の掟は智恵の海山」、「中にぶらりと俄年寄」、「取やりなしに天下徳政」、卷四の「書置の思案箱」、「兩方一度に神おろし」、卷五の「心の切たる小刀屏風」など、推理と裁きの興味を主とした説話群が新たに登場してゐる事實は、翌々月の元祿二年正月刊の「本朝櫻陰比事」の登場を約束するものといへよう。（暁峻康隆記）

本朝櫻陰比事

大本五卷五冊。最初、元祿二年正月に刊行せられたが、その後度々板を重ねたものとおぼしく、現在では少くとも三種の傳本の存在を指摘することが出来る。

一、鴈金屋板

元祿二年己正月吉日

江戸日本橋青物町

萬屋清兵衛

大坂高麗橋眞齋橋筋南入

鴈金屋庄左衛門

板行

二、柏原屋板

元祿二年己正月吉日

江戸日本橋青物町

萬屋清兵衛

大坂心齋橋筋順慶町

柏原清右衛門

三、無刊記板

右の内、鴈金屋板が初板で、柏原屋板は、初板奥附の連名から鴈金屋の名を削つて、柏原の名を入木した再板本である。元祿九年の河内屋板「増益書籍目錄大全」に

五
厂金や 櫻陰比事西鶴 三奴五分

と見えてゐるが、上段左側の「厂金や」の三字は、「板元の家名を顯」(同書)すものである。これは河内屋板を求板増補した丸屋板の、元祿十一年・寶永三年・正徳五年の書目も同様で、板元に變更はない。

たゞ正徳五年の書目にいたつて、直段付が「四匁五分」に改められてゐるだけである。しかるに本書の板元である鴈金屋は、享保八年までは「相應之新板物仕立、板木等も所持」してゐたが、翌九年以後は「本商賣」を廢業し、所持の板木を他に賣却してしまつたらしい。すなはち享保八年八月七日付で町奉行所へ提出した本屋仲間行事公認の請願書には、大阪本屋貳拾四人の一人として、連名の末尾近く鴈金屋庄左衛門の名が見えてゐる。しかしその署名の肩に所付がないところを見ると、板木を所持して本屋仲間に加はしてはゐたものの、「本商賣」は事實上中絶同様であつたのではないか。越えて九年正月十三日付の本屋仲間申合の届書には、貳拾四人の連名から省かれ、そして「右貳拾四人之連中にて御届候。但し小濱屋七郎兵衛・鴈金屋庄左衛門・油屋與兵衛・天王寺屋七郎兵衛、以上四人は本商賣相止め申候に付、貳拾人也」といふ但し書がついてゐる（『享保以後大阪出版書籍目録』大阪書籍商仲間沿革略所引）。したがつて、本書の板木が鴈金屋から柏原屋に賣却讓渡せられたのは、ほぼ享保八年前後のことではなかつたかと思はれる（もつとも同じ鴈金屋初板の『一目玉鉾』は、吉文字屋市兵衛・柏原屋清右衛門と、轉々板木讓渡が行はれ、しかも鴈金屋から吉文字屋への讓渡は、享保三年五月の柏原屋板發行以前のことと考へられるから、『櫻陰比事』の板木讓渡を必ずしも鴈金屋の廢業に結びつけて考へる必要はないかも知れない）。

鴈金屋板は、題簽上部に「繪入」の二字を角書し、「本朝櫻陰比事」の書名と一線を劃して四隅に建築用語でいふ「いばらびれ」をあしらひ、題簽下部卷數付の代りに、「ちゑ 小判壹兩」・「ふんへつ 小判

貳兩」・「しあん 小判三兩」・「しひ 小判四兩」・「かんにん 五兩」を以て、卷數をあらはしてゐる。これは、西鶴本としても、新しい試みであるが、柏原屋板以下の後摺本の題簽は、角書と書名を劃する一線と隅模様を削り、卷數は單に數字を以てあらはすにとどめてゐる。内題「本朝櫻陰比事」、柱刻「櫻陰」、本文の行數十二行、句讀點は専ら・を用ひ、間々。を混用してゐる。

本文の板下は、西鶴の自筆と認められる。挿繪は吉田半兵衛風であるが、柏原屋板では卷二「京に隠れもなき女房去」の章の挿繪二面（二十三ウ・二十四オ）を削り、本文の丁付を改めて二十三丁裏に終つてゐる。恐らく挿繪の板木が磨滅缺損したためであらうと思ふが、他の卷々には、このやうな出入はない。

全部五卷四十四章、毎章「むかし都の町」云々の書出しで始まり、迷宮入りの犯罪や複雑な訴訟事件を、名判官が明快に斷罪し判決を下してゆく話を集めたものである。書中、たとへば「大事を聞出す琵琶の音」（四ノ九）には、手がかりをもとにして分析追究してゆく推理の精緻が見られ、「太鼓の中はしらぬ因果」（二ノ四）・「十夜の半弓」（二ノ一）・「惡事見へすく揃へ帷子」（三ノ一）・「妻に泣する梢の鶯」（三ノ九）・「白浪のうつ脉取坊」（五ノ三）等には、犯罪者の心理に對する洞察の鋭さが窺はれ、「兼平の謠過」（二ノ二）・「京に隠れもなき女房去」（二ノ九）・「待ば算用もあいよる中」（三ノ六）・「四つ五器かさねての御意」（五ノ二）等には、判官の機智とユーモアがよくあらはれてゐる。一言にしていへば、本書は

「名判官物語」である。

しかし本書には、どこにもその名判官の名をあらはしてゐない。ただ「御前」と稱し、時に「御奉行」と記すのみである。といふことは、作者にとつては、名判官が誰であらうとかまはなかつたのである。ただ話としての面白さ・珍しさが問題だつたのである。けれども古くから本書は、近世初期の名判官、京都所司代板倉伊賀守勝重（慶長六年九月二十八日補職・元和五年六月免職）・同周防守重宗（元和五年七月十三日補職・承應三年七月二十九日免職）父子の公事捌きを集めたものと信じられてゐた。たとへば、元祿初年に筆を起して、寶永六年冬十二月稿成つて序文を加へた「武野燭談」の著者の如き、「板倉周防守重宗は、其器量の勝れたる故、父伊賀守が役儀を直に請繼ぎて、家風を興しけり。父子兩代の掟、萬世の掟となる事、誠に英雄の集まれる御代とかや。周防守京町中にての批判を聞きて、我に非あれば改むるに憚らず。判斷の事は櫻陰比事などに數多見ゆるにぞ」と記してゐる。いかにも本書は、板倉父子の名判官として世上に語り傳へられた、いくつかの話を含んでゐることは事實である。がしかし、同時に、板倉父子以外の、他の名君・名相の事蹟として傳へられてゐる話や、明かに想を中國の書や先行の雜書に得たと思はれるつくり話を多數收めてゐることも、事實なのである。

本書の素材・原據については、はやく山口剛氏が宋の桂萬榮の「棠陰比事」と作者不明の「板倉政要」の二書の名を挙げ、次いでそれを承けて瀧田貞治氏が「本朝櫻陰比事說話系統の研究」（『西鶴襍藁』所收）

に詳説してゐる。しかし、本書が素材を得、原據としたものは、決して右の二書にとどまるものではない。筆者は「本朝櫻陰比事考證」(「西鶴新攷」所收)において、管見の及ぶ限りを擧げておいたが、ここには簡單を期するために、左に表示しておく。

曇りは晴る影法師(一ノ二)

御耳に立は同じ言葉(一ノ三)

命は九分目の酒(一ノ七)

兼平の謠過(二ノ二)

井戸は則末期の水(二ノ三)

恨み千萬近所へ縁付(二ノ四)

死人は目前の劔の山(二ノ八)

京に隠れもなき女房去(二ノ九)

落し手有拾ひ手有(三ノ四)

待ば算用もあいよる中(三ノ六)

利發女の口まね(四ノ二)

人の双物を出しおくれ(四ノ四)

「業陰比事」上ノ三「丙吉驗子」

「塵塚物語」六「源九郎義經頓智之事」

「板倉政要」八ノ六「本妻與妾之公事」

「古老燭談」江州一つ松の小祠に付板倉周防守の裁斷」

狂言「魚清水」

「事語繼志錄」下ノ六

「伽比丘尼」四ノ四「虚の皮かぶる姿の僧」

「醒睡笑」四「聞多批判」

「板倉政要」七ノ十四「聖人公事捌」

「板倉政要」七ノ十三「妻女公事捌之事」・「事語繼志錄」下ノ五

「北條五代記」六「癡男とやもめ女うつたへの事」

「醒睡笑」四「聞多批判」